

## 報告第1号

### 平成31年度の事業計画

当協会は、昭和43年10月24日に登記をして昨年50周年を迎え、新年度より新たな半世紀を踏み出す年となる。また、本年は、昨年70年ぶりに漁業法の改正が行われ、我が国水産業の復興、再構築のための船出の年となる。

国内外の水産資源を取り巻く環境は年々厳しさを増す状況であるが、改正漁業法の下で、水産業の核となる漁船漁業を今後どう発展させ維持していくかは、喫緊の最重要課題である。その中で、会員各社の新船の建造に積極的に支援していく覚悟である。

特に、我が国遠洋漁船を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、各社とも苦しい漁業経営が続く中で、現在も技術の継承と水産業の生産手段の維持に努めている。本年度も引き続き漁場の安定確保、コスト削減と生産物の質の向上に務め、漁業経営が向上するよう支援していく。

どの時代でも共通しているのは生命の生存に不可欠な食料問題である。当協会は、海洋の天然水産物資源を漁獲し、その水産物製品を供給する生産手段を有し、その使命を果たす役割を担っている重要な漁船漁業の団体であり、これからも会員と共に、その役割と使命を共に果たす覚悟である。

かかる情勢を踏まえ、遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、引き続き次の点に積極的に取り組む。

第一は、遠洋トロール漁業など漁船漁業の新たな将来ビジョンの構築である。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の200海里内水域での操業機会の確保の重要性が高まっている。外国の200海里内での操業機会確保には、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要であり、このことは、新船建造の条件を大きく左右することにもなる。そのため、会員各位および関係団体と歩調を合わせ、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のため、漁船の船籍サスペンド制度の実現など、必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組む。

第二は、国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題への対応を含め資源管理が一段と強化される宿命にある。国際条約水域での安定的な操業機会の維持・確保のため、毎年開催される年次会議や作業部会等について官民一体となって、積極的に参加し、水産

資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務める。具体的には、NAFO（北西大西洋漁業機構）、SIOFA（南インド洋漁業委員会）、CCAMLR（南極生物保存条約）、SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）、NPFIC（北太平洋漁業委員会）など当該漁場の操業の安定、維持の確保に努める。

第三は、遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大である。遠洋底引網漁業等で漁獲するカラスガレイ、赤魚、クサカリツボダイ、キンメダイなど我が国市場に定着しているものもあるが、未だに市場から十分な評価を得ていない漁獲物も多く、これら魚種の市場開拓に取り組む。また、政府の水産物輸出振興策の下においても遠洋漁船の漁獲物の外地からの輸出については多くの制約（衛生証明要件等）が残されており、関係団体とも歩調を合わせ、これらの規制緩和にも積極的に取り組み、漁獲物の世界市場を開拓する。

## I. 国際対策事業

### 1. 北方水域関係

#### (1) NPFIC（北太平洋漁業委員会）

天皇海山漁場は、当協会会員にとって根幹漁場であり、行政当局の要請を受け、NPFIC 条約早期批准に向け国会等へ働きかけを行い、日本の早期加盟が実現した経緯がある。クサカリツボダイの漁獲は極端な不漁が続いており、これを理由に米国が NPFIC に対し、クサカリツボダイとキンメダイのモラトリウムを提案したため、日本からクサカリツボダイの資源管理は従来手法では出来ないことから、「順応的管理」を提起し、メンバー国から受け入れられ、2019 年度からこれが実施されることとなった。当協会会員の漁業経営にとり、最重要漁場の一つである天皇海山で将来も継続的な権益の確保を図りつつ安定的な漁業経営が可能となるよう我が国政府（水産庁、水産研究・教育機構等）と連携し関係国にも働きかけ、科学委員会、年次会合等に参加する。

#### (2) ベーリング公海条約

2016 年来、年次会合で我が国が提起しているベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）決定手続きの見直しについて引き続き議論が深まるよう関係者の取組を支援し、1993 年から 25 年以上にモラトリウムが実施されてきている同海域での近い将来の操業再開を目指す。

### 2. 南方水域関係

#### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

①2016 年 4 月から 8 年振りに操業を開始した日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要な漁獲枠の確保に努め、科学理事会、年次会合など、NAFO

関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。また、さらなる日本漁船の円滑な操業が継続できるよう、カナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

②2017年に完了したカラスガレイの資源管理戦略（Management Strategy；MS）及び漁獲管理規則（Harvest Control Rule；HCR）により2019年のカラスガレイのTACは微増したものの昨年策定された同MSの適用除外（Exceptional Circumstance；EC）の動向に注意しつつ、HCRの安定運用を確保するため関係国の業界団体と協力していく。

③2019年よりNAFO海域の乗船オブザーバーの要件（独立性の確保）が明確化されたことにより、当協会として、オブザーバー派遣業務に係わっていくこととする。

## **(2) CCAMLR（南極生物保存条約）**

2018/2019年CCAMLR漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年より102トン増の合計4,441トンとなった。調査漁獲データの解析が進んだこと、新たに設定された資源評価および漁獲可能量の算出方法が採用された結果、漁獲可能量が増加した。日本船が調査操業、開発操業する海域では、他国との協力関係も強化する。また、同海域には2020年から新船が操業する予定であり、利用可能な漁獲可能量の効率的利用を実現するため、引き続き操業条件の改善を追求する。引き続き関係機関、関係者の支援を得て新漁区及び必要な漁獲枠の維持確保に努めていくと共にCCAMLR関連会合に向けて協会職員の派遣を行う。

## **(3) ニューージーランド水域**

NZは2016年5月1日以降、同国EEZ水域で操業する漁船は全てNZ船籍としなければならないとする法律を制定したことによりNZに転籍しない限り操業が不可能となった。このためNZに転籍を余儀なくされた漁船に対して、引き続き漁獲物の国内搬入に対する支援を行う。また、NZ水域は資源状態も安定していること及び未だ転籍受入れの余地があることから、今後ともNZ水域における短期転籍による操業の可能性を追求するため、他団体と協力して短期転籍制度構築（船籍サスペンド等）の実現に向けて関係機関への働きかけを行う。

## **(4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）**

2018年のSEAFO年次会議で、2年間の漁獲可能量の設定が行われ、マルズワイガニについては、漁獲管理規制（HCR）により5%削減された。2019年年次会議では、引き続き閉鎖海域の見直しに繋がる議論等が行われることから必要に応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁業の操業機会の維持、確保

に努める。

#### **(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及び SIODFA(南インド洋深海漁業協会)**

①2019年3月に開催されたSIOFA第4回科学委員会を踏まえ、6月に第5回年次会合がモーリシャスで開催される。第6回年次会合では、第5回年次会合で合意されなかった洋上臨検手続きが議論されることになっており、我が国漁業にとって不利にならないよう関係省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFAについても当協会会員企業との関係を考慮しつつ、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつSIOFAや環境保護団体等への対応を図るよう努める。

### **3. その他の水域**

当協会会員が関係する合弁企業による事業については、従来に引き続き、相手国の政府関係者や業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな海域、各国のEEZなどでの操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

### **4. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置**

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等に既存遠洋底魚漁業の維持発展、新規事業・漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出が可能となるよう国内制度の改善とともに相手国政府との合意形成が加速するよう関係機関への働きかけを行う。

③関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

④遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携してICFA（国際水産連合）、FAO（国連食糧農業機関）等への働きかけや関係会員を中心に必要に応じて遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

⑤過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力してFAO、国連等への働きかけを行う。また、2015年から国連で始まった公海域における海洋生物多様性の保存と持続的利用に関

する条約作成交渉の動向は、将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから、動向を注視し、必要に応じて政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

⑥2014年8月から開始した第五十一開洋丸を用いた「がんばる漁業復興支援事業」は2018年8月で計画期間が終了した。事業実施主体として計画期間の収益に関する情報を収集し、水産庁および水産業漁業活性化推進機構から求められている報告書案を作成する。

## II. 国内対策事業

(1) 燃油セーフティネット事業では、引き続き支援が着実に受けられるよう、円滑な手続きを進める。

(2) 漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」の加入継続・拡大等、漁業所得補償対策の実施を継続するため、対象となる資源管理計画の漁業種類を拡大する。

(3) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務専門委員会と協力し、IMO（国際海事機関）関係の SOLAS 条約（海上人命安全条約）、MARPOL 条約（船舶における海洋汚染防止条約）、ケープタウン条約（トレモリノス漁船安全条約議定書改正の実施に関するケープタウン協定）、STCW-F 条約（漁船版乗組員訓練・資格証明・当直に関する条約）の発効、ポーラーコード（IMO および ILO における極海域航行時の上乗せ規則）策定過程等に関して、情報収集を行い、条約策定過程や国内法制度化に際して業界の意見を反映させ、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。

(4) 全国水産物輸入対策協議会の活動に積極的に参加し、TPP 合意後の水産権益の確保を中心に EPA、WTO 等の諸問題に対応していく。

(5) マルシップ管理委員会に出席し、会員各社と情報を共有し、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(6) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外魚などのほか、既存魚種の販路の拡大など、市場開拓活動を行う。

(7) 新規就労者の確保に向け、（一社）大日本水産会の会員である業界団体等と行政、水産高校等が連携して実施されている漁船乗組員確保育成プロジェクト

に積極的に参加し、プロジェクトの効果の実現を図る。

(8) 輸入割当管理について、引き続き適切な運営を図る。

(9) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げた(一社)マリン・エコ・ラベル・ジャパン(MEL ジャパン)の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与、協力する。

### Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性について引き続き広く一般の認識醸成に取り組み、併せて国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。